

飛騨市の公共施設使用料 一覧表

(飛騨市使用料徴収条例 平成29年4月1日改正)

1 飛騨市学校開放施設の使用料

行政財産の名称	区分	使用料					備考	
		早朝	午前	午後	1日	夜間		
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00		
		—8:00	—12:00	—17:00	—17:00	—22:00		
古川小学校	屋内運動場		円	円	円	円	1 山之村小中学校以外の屋内運動場については、片面使用の額とする。	
古川西小学校		—	710	710	1,420	710		
古川中学校		柔剣道場		510	510	1,020		510
		卓球場		510	510	1,020		510
	グラウンド	410	710	710	1,420	710	2 屋内運動場照明施設使用料 1時間あたり 410円	
河合小学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	3 グラウンド夜間照明施設使用料 1時間あたり 820円	
	グラウンド	410	710	710	1,420	710		
宮川小学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	4 古川中学校柔剣道場・卓球場照明施設使用料は、使用料に含む。	
	グラウンド	410	710	710	1,420	710		
神岡小学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710		
神岡中学校	グラウンド	410	710	710	1,420	710		
山之村小中学校	屋内運動場	—	710	710	1,420	710		
吉城高等学校運動場夜間照明施設	夜間照明	1時間 1,740円						
飛騨神岡高等学校運動場夜間照明施設	夜間照明	全灯	1時間 3,490円					
		野球場	1時間 1,740円					
		サッカー場	1時間 1,740円					

1 公の施設の使用料

(1) 公民館施設

ア 公民館

公の施設の名称	区分		使用料					備考	
			早朝	午前	午後	1日	夜間		
			6:00 —8:00	8:30 —12:00	13:00 —17:00	8:30 —17:00	18:00 —22:00		
古川町公民館	大会議室	全面	円	円	円	円	円		
		半面A	—	3,560	4,000	7,560	4,000		
		半面B		1,730	2,050	3,780	2,050		
		視聴覚室		540	650	1,190	650		
		研修室1号		650	760	1,410	760		
		研修室2号		650	760	1,410	760		
		研修室3号		650	760	1,410	760		
		実習室		540	540	1,080	540		
		研修室(和室)1号		540	650	1,190	650		
		研修室(和室)2号		540	650	1,190	650		
		研修室(和室)3号		540	650	1,190	650		
	河合町公民館	児童室	第1研修室	—	320	430	750	430	1 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
			第2研修室		430	430	860	430	
第3研修室				430	540	970	540		
第3研修室				650	650	1,300	650		
高齢者研修室				320	320	640	320		
婦人研修室				320	320	640	320		
視聴覚室				430	430	860	430		
図書室				320	320	640	320		
相談室				430	540	970	540		
調理実習室				430	540	970	540		
大会議室				1,730	1,940	3,670	1,940		
ステージ				320	320	640	320		
宮川町公民館			会議室1	会議室1	—	430	540	970	
	会議室2			430	540	970	540		

	会議室 3		430	540	970	540	
神岡町公民館	ホール	—	3,240	3,780	7,020	3,780	1 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	舞台のみ		1,080	1,300	2,380	1,300	
	料理教室		540	650	1,190	650	
	和室 1		220	320	540	320	
	和室 2		220	320	540	320	
	和室 3		220	320	540	320	
	作業室		320	430	750	430	
	控室		320	430	750	430	
	会議室 1		430	540	970	540	
	会議室 2		430	540	970	540	
	会議室 3		430	540	970	540	
	小会議室		220	220	440	220	

備考 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

イ 公民館分館

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6 : 00 — 8 : 00	8 : 30 — 12 : 00	13 : 00 — 17 : 00	8 : 30 — 17 : 00	18 : 00 — 22 : 00	
古川町千代の松原 公民館	大会議室	—	1,300	1,400	2,700	1,400	
	中会議室		760	860	1,620	860	
	小会議室		320	320	640	320	
	中和室		430	430	860	430	
	小和室		110	110	220	110	
	教養室 1		220	220	440	220	
	教養室 2		220	220	440	220	
	第 1 会議室		760	860	1,620	860	
	第 2 会議室		220	320	540	320	
釜崎生涯学習館	子育て支援室	—	760	860	1,620	860	1 調理器具を使用する場合は、
	調理室		650	760	1,410	760	

							510円を加算する。
--	--	--	--	--	--	--	------------

備考

- 1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。

(2) コミュニティ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 —8:00	8:30 —12:00	13:00 —17:00	8:30 —17:00	18:00 —22:00	
高齢者活動・生活 支援促進機械施設	第1研修室	円 —	円 760	円 860	円 1,620	円 860	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	第2研修室		650	760	1,410	760	
森林体験交流施設	第1研修室	—	320	320	640	320	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	休憩室		320	320	640	320	
	第1研修室(和室)		320	320	640	320	
	第2研修室(和室)		320	320	640	320	
大無雁コミュニ ティセンター	集会室	—	1,230	1,430	2,660	1,430	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	調理室		410	510	920	510	
	研修室1		510	610	1,120	610	
	研修室2		610	710	1,320	710	
	和室		200	200	400	200	
	図書談話室		300	300	600	300	
西忍コミュニ ティセンター	大会議室	—	1,330	1,540	2,870	1,540	2 調理器具を使用する場合は、510円を加算する。
	調理室		300	300	600	300	
	和室1		410	510	920	510	
	和室2		410	510	920	510	
坂下生活改善セ ンター	生活技術改善研 究室	—	1,540	1,740	3,280	1,740	
	研修室1		610	710	1,320	710	
	研修室2		510	610	1,120	610	

宮川町高齢者コミュニティセンター	大会議室	—	1,540	1,740	3,280	1,740	
	調理室		410	510	920	510	
	研修室 1		510	610	1,120	610	
	研修室 2		610	710	1,320	710	
	会議室		410	410	820	410	
神岡町北部会館	小会議室(1階)	—	110	220	330	220	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	小会議室(2階)		110	110	220	110	
	大会議室		650	760	1,410	760	
	大会議室 (半面使用)		320	430	750	430	
山之村地区多目的集会施設	小会議室(1階)	—	320	320	640	320	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	多目的室		430	430	860	430	
	大会議室(2階)		970	1,080	2,050	1,080	
飛騨市東町コミュニティセンター	小会議室	—	2,570	2,570	5,140	2,570	1 暖房を使用する場合は、暖房器具1台につき510円を使用料に加算する。
	会議室 1		2,570	2,570	5,140	2,570	
	会議室 2		2,570	2,570	5,140	2,570	
	中会議室		5,140	5,140	10,280	5,140	
	集会室		10,280	10,280	20,560	10,280	
	調理室		1,020	1,020	2,040	1,020	
夢館	各室			—	—	1 区分毎に 1,020円	1 使用時間区分 午前8:30—12:00 午後12:00—18:00 夜間18:00—21:30 2 暖房料金は、一区分毎に1,020円とする。

上村地区コミュニ ティ施設	アリーナ	—	1,620	1,840	3,460	1,840	
	和室		110	110	220	110	
	調理室		110	220	330	220	
神和荘	一階 和室	—	220	220	440	220	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	一階 台所		220	220	440	220	
	二階 和室		430	430	860	430	
飛騨市神岡町ふれ あいセンター	大会議室	—	1,400	1,510	2,910	1,510	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
	大会議室 (片面使用)	—	540	650	1,190	650	
	大会議室 (ステージのみ)	—	220	320	540	320	
	中会議室	—	320	430	750	430	
	小会議室	—	220	320	540	320	
	和室 1	—	110	220	330	220	
	和室 2	—	220	220	440	220	
	身障りハビリ室	1人1回につき100円					

(3) スポーツ施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:00	13:00	8:00	18:00	
		—8:00	—12:00	—17:00	—17:00	—22:00	
古川トレーニング センター	体育室	—	710	710	1,420	710	1 体育室については、片面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり410円 多目的トレーニング室
	ステージ		300	300	600	300	
	多目的トレーニング室		710	710	1,420	710	

古川町森林公園	研修棟	集会室	—	760	1,080	1,840	1,080	1 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
		研修室第1		540	760	1,300	760	
		研修室第2(和室)		540	760	1,300	760	
	管理棟	調理室		540	540	1,080	540	1 調理室使用料には、器具、食器類の使用料を含む。 2 大和室は、宿泊研修がある場合は使用不可とする。 3 浴室は、宿泊者以外の者が使用する場合は、15名以上とする。 4 ガス代は、実費を徴収する。 5 宿泊者の布団代は、別途1,100円を徴収する。
		大和室		760	1,080	1,840	1,080	
		小和室第1		320	540	860	760	
		小和室第2		320	540	860	540	
		体育室		640	970	1,610	970	
		浴室		1人 210円				
		宿泊		1人 1泊(大人) 1,080円 1人 1泊(小・中学生) 540円				
テニスコート (1面につき)	—	1時間あたり 410円				1 夜間照明料 1時間あたり 410円		
林間広場	—	1,080	1,620	2,160	3,780	2,160	1 特別の設備を設けて電力を使用するときは、その電力料を使用料に加算する。	
キャンプ場	施設使用	1人 1泊 210円(小学生以上)				1 1日は24時間以内とする。		
野球場	—	1,130	2,160	2,160	4,320	2,160	1 夜間照明料 野球場 1時間あたり	
陸上競技場	—	1,130	2,160	2,160	4,320	2,160		

								1,740円 陸上競技場 1時間あたり 1,740円
サン・スポーツランドふるかわ	グラウンド	1,130	2,160	2,160	4,320	2,160	1 夜間照明料 1時間あたり1,740円	
	ミーティングルーム	410	710	710	1,420	710		
	グラウンドゴルフ場	1,080	1,620	2,160	3,780	—		
増島児童公園グラウンド	—	360	710	710	1,420	710	1 夜間照明料 1時間あたり 810円	
杉崎公園グラウンド	—	3,240	4,320	6,480	10,800	4,320	1 夜間照明料 1時間あたり 1,330円	
杉崎ゲートボール場	ゲートボール場	260	510	510	1,020	—		
黒内屋内運動場	—		2,160	2,160	4,320	—	1 使用時間区分 午前6:00—12:00 午後12:00—18:00 午前及び午後6:00—18:00	
羽根体育館	—	—	710	710	1,420	710	1 照明料 1時間あたり 410円	
元田体育館	—	—	710	710	1,420	710		
角川体育館	—	—	710	710	1,420	710		
稲越健康管理センター	体力テスト室	—	300	300	600	300	1 照明料 使用料に含む。 2 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。	
	休憩室		300	300	600	300		
稲越運動広場	グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130	1 夜間照明料	

	テニスコート (1面あたり)	360	710	710	1,420	710	グラウンド 1時間あたり 1,330円 テニスコート 1時間あたり 410円
羽根運動広場	グラウンド	360	710	710	1,420	—	
元田運動広場	グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130	1 夜間照明料 1時間あたり 1,330円
角川グラウンド	—	360	710	710	1,420	710	1 夜間照明料 1時間あたり 820円
角川ゲートボール場	ゲートボール場	260	510	510	1,020	—	
角川屋内運動場	土間体育館	—	510	510	1,020	510	1 照明料 1時間あたり 410円 2 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
宮川スポーツ公園施設	多目的グラウンド	570	1,130	1,130	2,260	1,130	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 1,330円
	テニスコート (1面あたり)	570	710	710	1,420	—	
宮川山村広場施設	グラウンド	360	710	710	1,420	710	1 片面使用の場合、半額とする。ただし、そ

								の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げて得た額とする。 2 夜間照明料 1時間あたり 820円
宮川アリーナ	土間体育館	—	710	710	1,420	710	710	1 使用料は、ゲートボール1面あたりとする。 2 照明料 1時間あたり 410円 3 暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
坂下体育館	—	—	710	710	1,420	710	710	1 照明料 1時間あたり 410円
坂下グラウンド	—	260	510	510	1,020	—	—	
大無雁広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510	510	1 夜間照明料 1時間あたり 820円
西忍広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510	510	
種蔵広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510	510	
杉原広場	グラウンド	260	510	510	1,020	510	510	
サン・ビレッジ神岡	アリーナ	—	710	710	1,420	710	710	1 アリーナについては、半面使用の額とする。 2 照明料 アリーナ 1時間あたり 410円 トレーニング室 使用
	トレーニング室		300	300	600	300	300	

								料を含む。
桜ヶ丘体育館	体育室	—	710	710	1,420	710	1 体育室については、 半面使用の額とする。 2 照明料 体育室 1時間あたり 410円 卓球場・柔道場・剣道 場・会議室・トレーニ ング室照明施設使用料 は、使用料に含む。 3 公開使用 高校生以下・身障者・ 70歳以上は、50円とす る。	
	卓球場		510	510	1,020	510		
	柔道場		510	510	1,020	510		
	剣道場		510	510	1,020	510		
	会議室		300	300	600	300		
	トレーニング室		300	300	600	300		
	シャワー		1回につき100円					
	公開使用(体育 室・卓球場・柔道 場・剣道場・トレ ーニング室)		100	100	200	100		
釜崎社会体育館	体育室	—	710	710	1,420	710	1 照明料 1時間あ たり 410円	
釜崎屋内ゲートボ ール場	土間体育館	—	710	710	1,420	710	1 照明料 1時間あ たり 410円	
坂巻公園野球場	グラウンド	1,130	2,160	2,160	4,320	2,160	1 夜間照明料 1時 間あたり 1,740円	
坂巻公園テニス場	テニスコート (1面あたり)	—	710	710	1,420	—		
山田体育館	屋内運動場	—	710	710	1,420	710	1 照明料 1時間あ たり 410円	
山田グラウンド		—	410	710	710	1,420	710	1 夜間照明料 1時 間あたり 820円
神岡東グラウンド		—	410	710	710	1,420	—	
市営水泳プール	河合プール	—	高校生以上 100円			—		
	宮川プール	—	中学生以下 50円			—		
	旭ヶ丘プール	—	幼児 無料			—		

備考

- 1 施設を併用する場合は、併用団体数で除した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。
- 2 市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の2倍とする。

3 営利行為を目的に施設を使用する場合は、使用料の10倍とする。ただし、市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の20倍とする。

(4) 文化施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00	8:30	13:00	8:30	18:00	
		—8:00	—12:00	—17:00	—17:00	—22:00	
古川郷土民芸会館	—	円	円	円	円	円	1 市内に住所を有しない者が団体等を使用する場合は、使用料の5倍とする。
	電気炉	—	1,230	1,430	2,660	1,430	
			素焼き 1回あたり 710円				
			本焼き 1回あたり 1,420円				
飛驒の山樵館	展示室1	—	1,850	2,050	3,900	—	2 営利行為を目的に施設を使用する場合は、使用料の10倍とする。ただし、市内に住所を有しない者が使用する場合は、使用料の20倍とする。 3 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30%を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入して得た額とする。
飛驒市美術館	研修室		1,740	1,950	3,690	1,950	
	展示室2		5,240	5,960	11,200	—	

(5) 古川町保健センター

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
			8:30 —12:00	13:00 —17:00	8:30 —17:00	18:00 —22:00	
古川町保健センター	集団指導室	—	円 430	円 430	円 860	円 430	1 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用料の30パーセントを加算する。ただし、10円未満の端数が生じたときは四捨五入して得た額とする。 2 栄養指導室使用料には、食器類及びガス使用料を含む。
	保健相談室		540	650	1,190	650	
	栄養指導室		650	760	1,410	760	

(6) 古川町総合保健福祉センター

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 —8:00	8:30 —12:00	13:00 —17:00	8:30 —17:00	18:00 —22:00	
古川町総合保健福祉センター	集会室	—	円 650	円 650	円 1,300	円 650	1 上段の額は、飛騨市古川町総合保健福祉センター条例(平成16年飛騨市条例第113号)第6条第1項第3号に掲げる者が利用する場合に適用し、下段の額は同条例第7条に掲げる者が利用する場合に適用する。 2 冷暖房を使用する場合は、使用料金に使用
			1,940	1,940	3,880	1,940	
	研修室		650	650	1,300	650	
			1,940	1,940	3,880	1,940	
	教養娯楽室A		110	220	330	220	
			320	650	970	650	
	教養娯楽室B		110	220	330	220	
			320	650	970	650	
	多目的ルーム		3,460	3,890	7,350	3,890	
			10,370	11,660	22,030	11,660	
ボランティア		540	650	1,190	650		

	ム		1,620	1,940	3,560	1,940	料の30パーセント(多 目的ルームにあつて は、50パーセント)を加 算する。ただし、10円 未満の端数が生じたと きは四捨五入して得た 額とする。
	母子福祉室		430	540	970	540	
			1,300	1,620	2,920	1,620	

(7) 高度情報センター

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		—	9:00 —12:00	13:00 —17:00	9:00 —17:00	18:00 —22:00	
高度情報センター	情報発信室	—	円 1,230	円 1,640	円 2,870	円 1,640	冷暖房を使用する場合 は、使用料金に使用料の 30パーセントを加算す る。ただし、10円未満の 端数が生じたときは四 捨五入して得た額とす る。
	メディア編集室		410	510	920	510	
	情報交流広場		2,050	2,770	4,820	2,770	

(8) 生涯学習施設

公の施設の名称	区分	使用料					備考
		早朝	午前	午後	1日	夜間	
		6:00 —8:00	8:30 —12:00	13:00 —17:00	8:30 —17:00	18:00 —22:00	
神岡東生涯学習館	多目的スペース	—	760	860	1,620	860	1 午前、午後、夜間の 区分を通して使用した 場合、使用区分を合わ せた使用料とする。
	陶芸室		650	760	1,410	760	
	電気炉		素焼き(1回あたり 710円)				
			本焼き(1回あたり 1,420円)				
	生涯学習備品倉庫	10m ² につき日額5円					

2 公の施設の入館料

公の施設の名称	区分	入館料		備考		
飛騨みやがわ考古民俗館	個人	大人	300円	1 小人は、小・中学生とする。 2 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。		
		小人	150円			
	団体 (20人以上)	大人	240円			
		小人	120円			
高原郷土館	個人	大人	460円	1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。		
		小人	250円			
	団体 (20人以上)	大人	410円			
		小人	200円			
史跡江馬氏館跡公園会所・庭園	個人	大人	200円		1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。	
		小人	100円			
	団体 (20人以上)	大人	160円			
		小人	80円			
飛騨市美術館	常設展	個人	大人	200円		1 身体障がい者は、20%割引とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てて得た額とする。
		高校生以下	無料			
	団体 (20人以上)	大人	160円			
		高校生以下	無料			
	企画展	1,000円の範囲内でその都度市長が定める額				

3 公の施設附属設備使用料

(1) 古川町森林公園

公の施設の名称	区分	単位	使用料	備考
古川町森林公園	テント持込み料	1 張	540円	
	自動車乗入れ料	1 台	540円	
	キャンピングカー乗入れ料	1 台	1,080円	
	バイク乗入れ料	1 台	260円	

(2) 神岡町公民館

公の施設の名称	分類	種類又は品目	単位	使用料の額		
				ホール	控室	大会議室
神岡町公民館	舞台施設	金びょうぶ	1 双	1,080円		
	楽器	グランドピアノ	1 台	3,240円		
		たて型ピアノ	1 台		540円	540円
	照明施設	音響施設	1 式	5,400円		
		照明施設	1 式	5,400円		
		スクリーン	1 式	540円		